

訪問看護料金表（医療保険）

令和6年6月1日改訂

※加入健康保険の負担割に応じての請求となります

【基本利用料】

□訪問看護基本療養費	週3日まで	5,550円
	週4日以上	6,550円
□訪問看護管理療養費Ⅰ 厚生労働大臣の定める者（別表7.8）	月の初日	7,670円
	2日目以降	3,000円
□訪問看護管理療養費Ⅱ	月の初日	7,670円
	2日目以降	2,500円

【加算料金】

□24時間対応体制加算	月1回	6,800円
*利用者の同意を得て、利用者及びその家族からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急訪問を行う（別途申し込みが必要）		
□緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
□特別管理加算	月1回	□2,500円 □5,000円
*指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者（*厚生労働大臣が定める状態）に対して計画的な管理を行う場合		
□訪問看護療養費 特別管理指導加算		2,000円
□長時間訪問看護加算	1週につき	5,200円
□難病等複数回訪問看護加算	1日2回訪問	4,500円
	1日3回以上の訪問	8,000円
□退院時共同指導加算		8,000円
□特別管理指導加算		2,000円
□訪問看護ターミナル療養費Ⅰ		25,000円
□訪問看護ターミナル療養費Ⅱ		10,000円
□複数名訪問看護加算		4,500円
□退院支援指導加算		6,000円
□訪問看護療養費Ⅲ		8,500円
□訪問看護情報提供療養費		1,500円/月
□在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円
□看護介護職員連携加算		2,500円
□訪問看護医療DX情報活用加算		50円/月
□訪問看護情報提供療養費Ⅰ（市町村）		1,500円/月
□訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ		780円/月
□乳幼児加算	・厚生労働大臣の定める者（別表7.8）	1,800円
	・上記以外の者	1,300円
□深夜早朝加算	①夜間、早朝加算（6時～8時、18時～22時）	2,100円
	②深夜加算（22時～6時）	4,200円

【実費負担】

- ・長時間加算 90分以上 週の2回目より自己負担 30分毎 1,300円
- ・休日加算 (6:00~22:00) 30分毎 1,800円
(22:00~翌6:00) 30分毎 2,100円
- ・黒川郡、富谷市以外にお住まいの方 黒川郡を超えた地点より1kmあたり50円(交通費)
- ・エンゼルケア 8,000円

くろかわ訪問看護ステーション